

コロナ禍による米価下落の対策を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の減少で2020年産米の過大な流通在庫が発生しました。しかし、政府の打ち出した36万トンの上乗せ「減反」をほぼ達成したにもかかわらず、2021年産米の市場価格は大暴落しました。

コロナ禍の需要減少による「過剰在庫」分は、国が責任をもって市場隔離すべきであり、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されません。政府による緊急買入など特別な隔離対策が絶対に必要です。

政府は、「市場隔離と同等の効果を持つ」対策として、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の20年産米37万トンの中から15万トンを特別枠として支援するとしています。しかし、仮に15万トンの販売が22年11月以降に先送りされたとしても、古古米として安い主食用米が市場に出回ることになります。

同時に、国内需給には心要がないミニマムアクセス輸入米は、毎年77万トンも輸入されています。国内消費量はミニマムアクセス米輸入開始以来の26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直されていません。せめてバター・脱脂粉乳並みに不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米を優先することが必要です。

全国各地で取り組まれている食料支援には、収入減で「1日1食」に切り詰めるなど、「食べたくても食べられない」方が多数訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されています。買い入れた米を政府の責任で困窮する国民に提供することが、今こそ求められています。

コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。

以上の趣旨から、下記の事項が速やかに実現することを強く要望します。

記

1. コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。
2. 政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援で活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

兵庫県南あわじ市議会議長 谷 口 博 文

意見書提出先

- 衆議院議長 細田博之様
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
- 参議院議長 山東昭子様
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
- 内閣総理大臣 岸田文雄様
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
- 財務大臣 鈴木俊一様
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
- 農林水産大臣 金子原二郎様
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1